

伊賀市公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請があったので、同条第2項の規定により、このことに異議のある登記関係者等は、市長に対し異議を述べるべき旨を公告する。

令和7年8月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 広刈小場
- (2) 区域 伊賀市霧生広刈の全域
- (3) 事務所の所在地 伊賀市霧生1323番地

2 申請のあった不動産に関する事項

土地 地目 山林
面積 5,454 m²
所在地 伊賀市霧生字平尾374番1

表題部所有者又は所有権の登記名義人

氏名又は名称	持分6分の1 杉谷 国太郎
住所	名賀郡矢持村大字霧生102番屋敷
氏名又は名称	持分6分の1 小坂 幸太郎
住所	名賀郡矢持村大字霧生112番地
氏名又は名称	持分6分の1 森本 佐治郎
住所	名賀郡矢持村大字霧生96番屋敷
氏名又は名称	持分6分の1 澤田 佐一郎
住所	名賀郡矢持村大字霧生101番屋敷
氏名又は名称	持分6分の1 和木 巳之助
住所	名賀郡矢持村大字霧生335番地
氏名又は名称	持分6分の1 長谷 熊治郎

住所 名賀郡矢持村大字霧生 115 番屋敷

3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和7年8月1日から令和7年11月1日まで

5 異議申出の方法

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記申出書様式（第22条の3関係））に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し出るものとする。郵送での申出も可とする（令和7年11月1日消印有効）。

連絡先 伊賀市地域連携部青山支所

伊賀市阿保 151 番地の1

電話 0595-52-1112